

いじめ防止等対策の取り組みについて

	点検項目	令和6年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	学内共有サイトおよび本校ホームページに「いじめ防止等基本計画（令和2年6月策定，令和6年3月改定）」等の関連資料を掲載して全教職員が日常的に閲覧できる体制を継続し，共通理解と意識啓発に努めた。	全教職員の共通理解と意識啓発の促進のため，学内共有サイトおよび本校ホームページにて関連資料を日常的に閲覧できる体制を継続する。	
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し，情報共有や各事例への対応方針を協議するほか，いじめの相談・通報を受けた時には，速やかに臨時的「学校いじめ対策委員会」を開催し，議事録を作成した。	校長・三主事・専攻科長・各室長・学年主任等から構成されるいじめ防止対策委員会定例会の開催を継続し，構成員間において状況の共有や対応について議論し，未然防止，早期発見等に努めた。いじめの相談・通報を受けた時には速やかにいじめ防止対策委員会を開催し，議事録を作成することとしている。	校長・三主事・専攻科長・各室長・学年主任等から構成されるいじめ防止対策委員会定例会の開催を2か月に1回から1か月に1回の頻度に改善する。また，いじめの相談・通報を受けた時には速やかにいじめ防止対策委員会を開催し，議事録を作成する体制を継続する。	令和7年4月
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき，教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し，実施している。	「いじめ防止等基本計画（令和2年6月策定，令和6年3月改定）」のいじめ防止プログラムに基づき，3月12日に厚生補導研協議会とカウンセリング研究協議会を実施した。	いじめ防止等基本計画のいじめ防止プログラムに基づき，厚生補導研協議会とカウンセリング研究協議会の実施を継続する。	
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために，「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて，全教職員に周知した。	いじめ防止対策委員会の職務内容を記載した「いじめ防止等基本計画（令和2年6月策定，令和6年3月改定）」を学内共有サイトおよび本校ホームページに掲載して，全教職員への周知を継続した。	いじめ防止対策委員会の職務内容を記載した「いじめ防止等基本計画」を学内共有サイトおよび本校ホームページに掲載して，全教職員への周知を継続する。	
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について，「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	いじめ防止対策委員会の職務内容を記載した「いじめ防止等基本計画（令和2年6月策定，令和6年3月改定）」を学内共有サイトおよび本校ホームページに掲載して，全教職員への周知を継続した。	年間計画を記載した「いじめ防止等基本計画」を学内共有サイトおよび本校ホームページに掲載して，全教職員への周知を継続する。	
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために，教職員が学生の気になる様子を把握した場合に，「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	いじめを把握するための学生対象アンケートの結果をいじめ防止対策委員会で共有したほか，学生の様子が気になった場合は，いじめ防止対策委員会へ情報提供等するよう，周知徹底を継続した。	いじめを把握するための学生対象アンケートの結果をいじめ防止対策委員会で共有するほか，学生の様子が気になった場合は，いじめ防止対策委員会へ情報提供等するよう，周知を継続する。	
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について，全教職員に周知しているとともに，重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	重大事態の定義を記載した本校「いじめ防止等基本計画（令和2年6月策定，令和6年3月改定）」を学内共有サイトおよび本校ホームページに掲載して，全教職員への周知を継続した。なお，重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割については，本校「いじめ防止等基本計画（令和2年6月策定，令和6年3月改定）」に定めている。	学内共有サイトおよび本校ホームページへの掲載による全教職員への周知を継続する。また，上記基本計画で定めているいじめ防止対策委員会の役割により，調査等を円滑に行う体制を継続する。	
8	いじめの事案について，学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	いじめ防止対策委員会定例会（原則月1回）での要支援学生報告により，関係教職員間で実態や指導の経過等について情報共有できる体制を継続した。	いじめ防止対策委員会定例会（原則月1回）での要支援学生報告により，関係教職員間で実態や指導の経過等について情報共有できる体制を継続する。	
9	令和6年度の取組に対し，学校いじめ防止等基本計画，学校いじめ防止プログラム，早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し，令和7年度の実施計画に反映しているか	本校「いじめ防止等基本計画（令和2年6月策定，令和6年3月改定）」に定めるPDCAサイクルに基づき，早期発見・事案対処等の内容について，事案対応の過程の中で評価・検証を行い，計画の改定に反映させることとした。	本校いじめ防止等基本計画（令和6年3月改定）に定めるPDCAサイクルに基づき，早期発見事案対処等の内容について，事案対応の過程の中で評価・検証を行い，実施計画に反映させる取組を継続する。	
10	学生を対象に，いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに，その内容を「学校いじめ対策委員会」等，教職員間で共有できるようにした。	いじめを把握するための学生対象アンケートを，本校「いじめ防止等基本計画（令和2年6月策定，令和6年3月改定）」に基づき，年4回実施し（6月1回，7月1回，11月1回，12月1回），その結果をいじめ防止対策委員会で共有した。	いじめを把握するための学生対象アンケートを，本校いじめ防止等基本計画（令和6年3月改定）に基づき，年4回以上実施するとともに，いじめ防止対策委員会で情報を共有する取組を継続する。	

11	<p>「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。</p>	<p>校長を議長としたいじめ防止対策委員会定例会において、専門職（看護師）を構成員に加えており、教職員間で情報共有できる体制を継続した。また定例会において、スクールカウンセラー等から得た情報の共有を継続した。</p>	<p>校長を議長としたいじめ防止対策委員会定例会に、専門職（看護師）を構成員に加えており、今後も教職員間で情報共有できる体制を継続する。また定例会において、スクールカウンセラー等から得た情報の共有を継続する。</p>	
12	<p>機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。</p>	<p>「いじめ防止等基本計画」で定めるいじめ防止プログラムに基づき、第1学年に対する「性に関する講演会」、第2学年に対する「ネットマナーに関する講演会」、第3学年に対する「麻薬薬物に関する講演会」、第1学年の授業「高専生のコミュニケーション入門」による教育啓蒙活動を実施した他、「いじめ早期発見・防止等調査アンケート(いじめアンケート)」、「こころと体の健康調査」の学生対象アンケートの実施を継続した。</p>	<p>いじめ防止等基本計画（令和6年3月改定）で定めるいじめ防止プログラムに基づき、第1学年に対する「性に関する講演会」、第2学年に対する「ネットマナーに関する講演会」、第3学年に対する「麻薬薬物に関する講演会」、第1学年の授業「高専生のコミュニケーション入門」による教育啓蒙活動を実施する他、「いじめ早期発見・防止等調査アンケート(いじめアンケート)」、「こころと体の健康調査」の学生対象アンケートの実施を継続する。</p>	
13	<p>どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組みを実施している。</p>	<p>「いじめ防止等基本計画（令和2年6月策定，令和6年3月改定）」で定めるいじめ防止プログラムに基づき、第1学年に対する「性に関する講演会」、第2学年に対する「ネットマナーに関する講演会」、第3学年に対する「麻薬薬物に関する講演会」、第1学年の授業「高専生のコミュニケーション入門」による教育啓蒙活動を実施した他、「いじめ早期発見・防止等調査アンケート(いじめアンケート)」、「こころと体の健康調査」の学生対象アンケートを実施して、学生がいじめに対する理解を深めるための取組を継続した。</p>	<p>本校いじめ防止等基本計画（令和6年3月改定）で定めるいじめ防止プログラムに基づき、第1学年に対する「性に関する講演会」、第2学年に対する「ネットマナーに関する講演会」、第3学年に対する「麻薬薬物に関する講演会」、第1学年の授業「高専生のコミュニケーション入門」による教育啓蒙活動を実施する他、「いじめ早期発見・防止等調査アンケート(いじめアンケート)」、「こころと体の健康調査」の学生対象アンケートを実施して、学生がいじめに対する理解を深めるための取組を継続する。</p>	
14	<p>学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組みを推進している。</p>	<p>「いじめ防止等基本計画（令和2年6月策定，令和6年3月改定）」で定めるいじめ防止プログラムに基づき、第1学年に対する「性に関する講演会」、第2学年に対する「ネットマナーに関する講演会」、第3学年に対する「麻薬薬物に関する講演会」、第1学年の授業「高専生のコミュニケーション入門」による教育啓蒙活動を実施するとともに、「いじめ早期発見・防止等調査アンケート(いじめアンケート)」により、自己あるいは他者へのいじめについて主体的に行動しようとする取組みを継続した。</p>	<p>いじめ防止等基本計画（令和6年3月改定）で定めるいじめ防止プログラムに基づき、第1学年に対する「性に関する講演会」、第2学年に対する「ネットマナーに関する講演会」、第3学年に対する「麻薬薬物に関する講演会」、第1学年の授業「高専生のコミュニケーション入門」による教育啓蒙活動を実施するとともに、「いじめ早期発見・防止等調査アンケート(いじめアンケート)」により、自己あるいは他者へのいじめについて主体的に行動しようとする取組みを継続する。</p>	
15	<p>学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。</p>	<p>本校ホームページにおいて「いじめ防止等基本計画（令和2年6月策定，令和6年3月改定）」の公開を継続した。</p>	<p>本校ホームページにおいて「本校いじめ防止等基本計画（令和6年3月策定）」の公開を継続する。</p>	
16	<p>いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。</p>	<p>事案ごとに、双方の保護者に対して事実関係等を正確に説明し、対応方針が決定次第、調査委員会から保護者へ対応方針を伝えるとともに、一連のやりとりを記録する運用とすることで、本対応の徹底を継続した。</p>	<p>事案ごとに対応方針が決定次第、調査委員会から保護者へ対応方針を伝えるとともに、一連のやりとりを記録する運用とすることで、本対応の徹底を継続する。</p>	

17	<p>外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。</p>	<p>外部評価委員会において、本校のいじめ防止等の取組について評価を受けることとしている。 また、函館地区高等学校等教護連盟（函館市内近接の高等学校等により組織され、加盟校相互の協力のもと学生の生活向上を図ることを目的に、警察や自治体等関係諸団体との連絡提携を行う組織）に継続参画し、毎月の教護連盟定例会への出席により、各機関における実態や取組内容等について情報共有等を行うことを継続した。</p>	<p>外部評価委員会において、本校のいじめ防止等の取組について評価を受けることを継続する。 また、函館地区高等学校等教護連盟（函館市内近接の高等学校等により組織され、加盟校相互の協力のもと学生の生活向上を図ることを目的に、警察や自治体等関係諸団体との連絡提携を行う組織）に継続参画し、毎月の教護連盟定例会への出席により、各機関における実態や取組内容等について情報共有等を行うことを継続する。</p>	
18	<p>いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。</p>	<p>・函館地区高等学校等教護連盟（函館市内近接の高等学校等により組織され、加盟校相互の協力のもと学生の生活向上を図ることを目的に、警察や自治体等関係諸団体との連絡提携を行う組織）に継続参画し、毎月の定例会への出席により、警察等との連携強化を継続した。 ・警察との連携の一環により、警察署を訪問（令和6年4月）し、意見交換を行った。</p>	<p>・函館地区高等学校等教護連盟（函館市内近接の高等学校等により組織され、加盟校相互の協力のもと学生の生活向上を図ることを目的に、警察や自治体等関係諸団体との連絡提携を行う組織）に継続参画し、毎月の定例会への出席により、警察等との連携強化を継続する。 ・警察との連携の一環により、警察署を訪問し、意見交換を行う取組を継続する。</p>	